

【台湾】食の安全と食品安全衛生管理法の改正

主任調査員 海外立法情報調査室 岡村 志嘉子

* 台湾では、食品偽装や食品への有害物質混入事件の多発が大きな問題となる中で、食の安全の保障と悪質業者の取締り強化等を目的として、食品安全衛生管理法の改正を進めている。

1 改正の経緯

台湾では、食品の衛生を管理し国民の健康を守ることを目的として、1975年1月17日に食品衛生管理法が制定された。当初全32か条であった同法は、2000年1月14日に改正されて全40か条となり、立法目的が単なる食品の衛生管理から食品の衛生安全と品質の管理に改められた。同法はさらに、2013年5月31日に全面改正され、全60か条となった。この改正においては、食品の偽装や使用禁止の有害物質の混入など、食の安全を脅かす事件の多発が深刻な問題となっている状況に対処するため、食品添加物規制、食品業者に対する監督管理の強化等に関する規定が大幅に拡充されている。同法は2014年1月28日、食品の安全管理の一層の強化を目的として、題名を含めて再び改正され、食品安全衛生管理法（注1）として同年2月5日に公布された。

このように、台湾では近年、食の安全を保障するため法的規制を強化してきた。しかし、食の安全を脅かす事件は後を絶たず、2014年9月には、大手メーカーの製造した食用ラードに廃油が使用されていた問題の発覚をきっかけに、有害物質が含まれる違法な食用油が大量に出回っている実態が明るみに出て、台湾社会を大きく揺るがしている。この事態を受けて、悪質な食品製造業者に対する罰則をさらに強化することなどを内容とする食品安全衛生管理法の改正案が立法院に提出され、現在審議が行われている。

2 食品安全衛生管理法の構成と主な内容

2014年2月5日に公布された食品安全衛生管理法の構成と主な内容は次のとおりである。

(1) 構成

第1章：総則（第1条～第3条）、第2章：食品安全リスク管理（第4条～第6条）、第3章：食品業者衛生管理（第7条～第14条）、第4章：食品衛生管理（第15条～第21条）、第5章：食品の表示及び広告の管理（第22条～第29条）、第6章：食品輸入管理（第30条～第36条）、第7章：食品検査（第37条～第40条）、第8章：食品査察及び取締り（第41条～第43条）、第9章：罰則（第44条～第56-1条）、第10章：附則（第57条～第60条）。

(2) 遺伝子組換え食品に関する規定

遺伝子組換えについて用語定義の規定を新設し（第3条）、食品に含まれる遺伝子組

換えの原材料は中央政府の主務官庁による健康リスク評価を経なければならないとした（第 21 条）。また、食品への表示を義務付ける項目の 1 つとして、遺伝子組換えを含む食品原材料が新たに加えられた（第 22 条）。

(3) 食品業者による自主的な衛生管理と通報義務

食品業者は、食品の衛生安全について自主管理を行わなければならない、製品の衛生安全に危害が及ぶおそれが判明したときは、直ちに自主的に製造、加工、販売を停止して回収を行い、地方政府の主務官庁に通報しなければならない。また、食品業者は、その製品の原材料、半製品又は製品の検査を自社又は検査機関等で行うことが義務付けられる。（第 7 条）

(4) 食品安全リスク評価体制の整備

主務官庁による食品安全管理はリスク評価を基本とする。リスク評価は、衛生安全、遺伝子組換え食品、食品広告表示、食品検査等について、中央政府の主務官庁が専門家と民間団体で構成される食品リスク評価委員会を招集して行う。（第 4 条）

(5) 厳罰化

食品偽装又は未許可の食品添加物の使用に対しては、過料を 6 万台湾ドル以上 5000 万台湾ドル以下（1 台湾ドルは約 3.5 円）とし、過料の上限について改正前の 1500 万台湾ドルから大幅に引き上げ（第 44 条）、懲役の期間も 5 年以下（改正前は 3 年以下）に改めた（第 49 条）。また、故意による違法行為で得た財物又は財産上の利益は、被害者に返還すべきものを除き、違法行為者から没収し、没収できないときはその価額を追徴するほか、必要な場合は財産の差押えも可能とした（第 49-1 条）。

(6) 食品安全保護基金の設置

中央政府の主務官庁は、食の安全に関する事件における消費者の権利利益を保障するため、食品安全保護基金を設置する。基金は、違法業者が支払う過料や罰金等を原資とし、消費者訴訟や健康リスク評価等の費用として用いる（第 56-1 条）。

3 審議中の食品安全衛生管理法改正案

2014 年 9 月 25 日に行政院で閣議決定され、立法院で現在審議中の改正案は、罰則強化がその内容の中心である。2(5)で紹介した過料の上限は 2 億台湾ドル以下、懲役の期間は 7 年以下にそれぞれ引き上げられる。また、消費者の健康に危害を与えた場合は、1 年以上 7 年以下の懲役及び 1 億台湾ドル以下の罰金に処し、死亡させた場合は、無期又は 7 年以上の懲役及び 2 億台湾ドル以下の罰金に処するとしている。（注 2）

注(インターネット情報は 2014 年 10 月 21 日現在である。)

- (1) 「食品安全衛生管理法」法務部全國法規資料庫 <<http://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?PCode=L0040001>>
- (2) 「行政院會通過「食品安全衛生管理法」部分條文修正草案」中華民國行政院 <http://www.ey.gov.tw/News_Content2.aspx?n=F8BAEBE9491FC830&sms=99606AC2FCD53A3A&s=883F49C7BBF0E692>